

議第169号

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年9月20日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

京都市職員退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。